

改正

令和5年3月16日条例第8号

志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会条例

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 一般公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、

町長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席若しくは資料の提出を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

**第8条** 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(秘密の保持)

**第10条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。